

車両系建設機械運転技能講習受講申込書

(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

講習月日	月	日
------	---	---

写 真
3.5cm×2.5cm
2枚
正面・無帽
無背景・上三分身
(1枚貼付
1枚クリップ留め)

■建設労働者確保育成助成金の利用(事前に計画届の提出が必要です) 助成金を利用する方(雇用保険適用事業所番号を記入してください)	有 ・ 無
	保険料率
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	1000分の

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

注)★の欄は必ず本人が記入してください。
※訂正箇所には必ず訂正印を押してください。(修正液・修正テープ不可)

必ず郵便番号を記入してください。

★ふりがな 氏 名			★生年 月 日	昭和	年	月	日
★現住所	〒 _____		TEL	-	-	-	-
			携帯電話	-	-	-	-
建 災 防 栃 木 県 支 部 会 員 非 会 員	勤務先 事業所名			TEL	-	-	-
	勤務先 所在地	〒 _____		FAX	-	-	-
裏面区分表 に該当する 項目に○を つけてくだ さい。	区 分		学科講習時間	実技講習時間	受講料(税込)	テキスト代等(税込)	
	講習の 一部免除	裏面表1に該当する者	9時間	5時間	40,000円	1,700円	
		裏面表2に該当する者	9時間	5時間	40,000円		
		裏面表3に該当する者	9時間	5時間	40,000円		
注)一部免除を受けようとする者は、必ずその資格を有することを証明する書面(コピー等)を申込書の裏面に貼付のこと。							

一部科目免除の資格に関する事項	裏面表2の者の経験証明(該当する番号を○で囲むこと。)	
	上記の者は、	(① 機体重量3トン以上の車両系建設機械の運転の業務 ② 積載荷重1トン以上の不整地運搬車の運転の業務 ③ 機体重量3トン未満の車両系建設機械の運転の業務 ④ 積載荷重1トン未満の不整地運搬車の運転の業務)
	使用車種等：機体重量 (_____ t)	車種型式等 (_____)
	期 間：昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日～昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 年 _____ 月)	
	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	所 在 地 〒 _____	
	事 業 所 名 _____	TEL _____
代表者職氏名 _____	(印)	

- 記載事項に虚偽の申請が認められた場合は、修了証の交付ができないことがあります。
- 受講対象者の年齢は満18歳以上とします。
- 受講料は、当日欠席の場合は返還できません。
- 遅刻をされますと受講できませんのでご注意ください。(時間厳守)
- 記入していただいた各項目は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
- 建設労働者確保育成助成金を利用される方は必要事項を上段の■建設労働者確保育成助成金の利用欄に記入してください。

建設業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

◎実施 管理者	◎受付 担当者	★申請者 (受講者本人)	(印)	◎受付 番号
------------	------------	-----------------	-----	-----------

◎欄は記入不要です。

講習科目の受講の一部が免除される者（技能講習規程）

区分	受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
1	道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
2	道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における令別表第7第1号、第2号又は第6号に掲げる建設機械で、内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。次項において同じ。）又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、3ヶ月以上従事した経験を有する者	
3	不整地運搬車運転技能講習を修了した者	

備考：安衛則第36条第9号、第5号の3の業務経験は、特別教育修了者に限る

〈コピー貼付欄〉